

令和5年度北杜市環境保全事業募集要項

令和5年度に市民等の皆様で実施する環境保全活動の取組を募集します。

北杜市環境保全基金は、市民共有の貴重な財産である豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継いでいくため、企業をはじめ多くの方々からの協力金(寄附金)を原資として、設置されました。

「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向け、「森を育て、水を守る」をテーマとした環境保全活動への取組に対して、北杜市環境保全基金を原資とする補助金を交付いたします。

1. 対象者

各種法人、ボランティア団体、市民グループなどで、市内において環境保全活動を行う団体

2. 補助対象事業

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに市内で実施する次に掲げる事業(原則、複数年継続事業)

○環境保全事業

- ・ 森林、河川における環境保全活動
- ・ 動植物の保護活動
- ・ 環境調査活動
- ・ その他検討委員会が認める活動

○環境教育事業

○南アルプスユネスコエコパークまたは甲武信ユネスコエコパーク関連事業

- ・ エコパークエリア内における自然、文化を守る活動
- ・ エコパークエリア内の地域の発展を目指す活動
- ・ エコパークの目的を推進する団体における設立及び運営に関する経費
- ・ その他検討委員会が認める活動

3. 補助金の額

事業内容	限度額	その他
実施地域において、地域住民と共同して行う事業	100万円	補助対象経費から、実施事業における他の補助金・参加料・寄付金等を引いた額の3分の2以内
その他の事業	30万円	補助金交付年数については、新規提案事業は3年を上限

4. 補助対象経費

区分	対象経費
報償費	事業を開催する場合の講師及び専門家への謝礼（団体構成員に対するものは除く。）
旅費	講師、専門家の活動場所までの交通費及び先進地視察等の交通費の実費
消耗品費	プログラム、ポスター等の用紙、封筒、文具類、磨耗しやすい機材の部品、稚魚やカワニナ等の小型生物（※）、事業にかかる消耗品等
食料費	屋外活動における飲料代及び弁当代並びに講師等の食事代
燃料費	活動にかかる機材、車等の燃料代
印刷製本費	会議の資料、ポスター、チラシ、テキスト及び保存用資料の印刷代
通信運搬費	チラシ等募集案内、資料などを送付するための切手、はがき、宅配便等（電話料、インターネット使用料は除く。）
保険料	活動の参加者及び講師等が加入する損害賠償保険料
広告料	広告宣伝費
使用料及び賃借料	会場の借上げ料、機械のリース料
備品購入費	活動に必要な機材（当該事業により購入した備品については、市が指定するシールを貼り、適切に管理すること。）

※ 小型生物の購入については、本地域の固有生物を原則とし、他地域も含めた外来種生物等の購入は、事務局に確認の上、可能な限り控えること。
また、自主財源の確保等、補助終了後に独立運営できる体制づくりに努めること。

5. 新型コロナウイルス感染症に係る補助金交付条件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、申請時に、「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのチェックシート」（以下、「チェックシート」という。別紙2）を提出が必要になります。

なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金は採択または交付しない場合があります。

- ①補助金交付決定後、補助事業の実施日において、国または山梨県による新型コロナウイルス感染症対策としての催物（イベント）の制限や各種要請が講じられている中、補助事業を実施した場合
- ②チェックシートの内容により、補助事業の実施における適切な感染防止対策が確認できず、感染拡大の恐れがあると認められる場合
- ③事業終了後に実績報告書と提出していただく、新型コロナウイルス感染拡大防止対策（チェックシート記載事項ごと）の実施状況が確認できる書類（様式は任意とし、対策状況が分かる写真を必ず添付）の内容により、チェックシートの内容のとおり、感染拡大防止対策が講じられていなかった場合

6. 申請方法

申請期間：2月1日（水）から2月22日（水）まで（土日は除く）

申請方法：北杜市環境保全事業補助金交付要綱に定める次の書類を事務局までご提出ください。

- ・事業提案書（様式第1号）
- ・事業概要書（様式第2号）
- ・ヒアリングシート（別紙1）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のためのチェックシート（別紙2）
- ・会則
- ・役員・会員名簿
- ・事業実施場所の位置図・写真

※補助金交付要綱、募集要項、事業提案書の様式等は、市ホームページからダウンロードができます。

7. 補助の決定方法

提案された事業は、北杜市環境保全基金活用検討委員会で内容の審査を行った上で選定し、市で交付決定します。なお、新規事業は検討委員会において事業内容などを説明していただき、審査を行います（継続事業についても、場合により事業内容などを説明していただく場合があります）。

なお、交付決定を受けた団体の活動内容（実績報告）は、市ホームページで報告します。

【事務局・問い合わせ先】

環境課環境保全担当

TEL 42-1341